

四日市市 提案基準 13 の新設についてお知らせ

四日市市 都市整備部 開発審査課長

都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの規定に基づき、「提案基準13」を新設することとなりました。

施行日 令和6年4月1日

概要 水沢地区及び小山田地区内にて、適法に建築され使用された後に、空き家・空き店舗となっている建築物の用途変更に係る取扱いとなります。

「認められる用途」及び「対象区域」は提案基準13の別添図のとおりです。

※ 別添図 <https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1709172277912/index.html>

業種については、申請地周辺の自然環境・農林漁業の営みを地域資源として観光振興のために活用するものに限られ、具体的にはレストランや各種食料品小売業、観光案内所、農業体験施設（茶摘み、田植え等）、自然体験施設（トレッキング、川遊び、星空観察等）、旅館などを想定しています。

業種の詳細につきましては、令和6年4月1日改正の運用基準に記載していますのでご確認ください。

※ 運用基準 <https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1001000001648/simple/R6unyokizyun.pdf>
48～49ページ参照

また、地区の空き家等活用推進委員会において、空き家等活用計画との整合が確認される必要があります。空き家等活用計画につきましては、準備が整い次第、開発審査課HPにてリンク先を掲載します。

なお、許可に際しては、四日市市開発審査会にて事前に議を経る必要があります。開発審査会より同意を得られた場合のみ、許可が可能となりますのでご注意ください。

(問い合わせ先) 四日市市 都市整備部 開発審査課 TEL 059-354-8196

<宅建業免許> 事務所に関する変更届の添付書類について

三重県 県土整備部 建築開発課

令和6年4月1日以降、免許申請及び事務所に関する変更届を提出するとき、申請者自らが事務所（建物）を所有する場合、建物登記簿（登記情報サービスの印刷も可）又は固定資産評価証明書等、所有の事実を確認できる書類の写し（変更届提出日において、発行日から3か月以内のもの）の添付が必要となりましたのでご注意ください。

なお、事務所の所有者と申請者が異なる場合は、今までどおり、賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写しの添付が必要です。



ステップアップトレーニング 売買基礎編 公開中！（ラビーネットにログイン）

宅地建物取引業の概要をはじめ、物件調査・価格査定、契約書の知識、重要事項の説明、契約の処理など5つのパートに分け、特に業務で肝要となる契約関係については、各種書式例を用いて解説をしています。

普段の業務において疑問に思うことやお客さまへのご案内に困るような場面で、本動画やテキストを参考にさせていただきたく存じます。ぜひ、皆さまの日常業務にお役立てください。



5月27日（月） 定時総会 四日市商工会議所にて（総会后、都ホテル四日市にて懇親会）
* 5月10日頃、総会通知・議案書等を送付させていただきます

7月2日（火） 第1回法定研修会 四日市市文化会館 第2ホールにて
* 6月初めに、研修会案内をFAXさせていただきます

ラビーちゃんぬいぐるみ 注文受付のご案内



購入ご希望の方は、5月12日（日）までにご注文下さい。

価格（送料別途必要）は概算で、全国の注文総数によって変動する可能性があります。納品時期8月頃予定（遅れる可能性あり）。

- ① 高さ 11.5 cm 438 円(税別) 10 個単位
- ② 高さ 70 cm 7,950 円(税別) ~

<注文書>

商号又は名称 _____

- ① 11.5 cm 10 個単位 () 個
- ② 70 cm 1 個単位 () 個

送信先：FAX 059-351-1833

「全日三重」は当県本部HPにも掲載しておりますのでご覧ください。